

淀川衛生工場活性炭交換委託

特記仕様書

平成 30 年度

枚方市環境部淀川衛生事業所

## 特記仕様書

委託名称：淀川衛生工場活性炭交換委託

委託期間：平成30年4月1日から平成31年3月17日まで

委託場所：枚方市出口2丁目30-1（淀川衛生工場）

支払条件：部分払1回 完了払い1回

委託概要：脱臭用活性炭交換業務委託 一式

作業時間：当工場休業日（土・日・祝）午前9時から午後5時まで

委託目的：悪臭防止法に基づく規制基準値遵守のために脱臭設備の適正な維持管理を図る。

### 第1章 一般事項

#### 第1節 一般事項

##### 1・1・1 適用

- (a) 本特記仕様書は、淀川衛生工場活性炭交換委託に適用する。
- (b) 本特記仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き受注者の責任において履行すべきものとする。
- (c) すべての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次のとおりとしこれにより難しい場合は協議による。

##### (1) 契約書

##### (2) 特記仕様書（図面・機器リスト含む）

##### 1・1・2 受注者の負担の範囲

- (a) 業務の実施に必要な電気（100V 10A未満）・水道・天井走行クレーン（免許要）等の場内設備は、監督職員の承諾を受けて使用すること。
- (b) 業務上および軽微な修繕作業に必要な雑材料、消耗部品等は、受注者の負担とする。
- (c) 清掃、設備養生に必要な資機材、衛生消耗品については、受注者の負担とする。
- (d) 使用する小型移動式クレーン、バキュームダンパー車、資機材等については全て受注者の負担とする。また、受注者より持込んだ資機材は持ち帰ること。

### 1・1・3 報告書の書式等

報告書の書式は、別に定める場合を除き監督職員の指示による。

報告書はA4版とし、業務終了後毎回速やかに提出すること。

事前に本委託報告書（写真含む）、契約関係書類が収納可能なA4版チューブファイルを2部提出すること。

### 1・1・4 関係法令の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図ること。

業務の実施、施工に当たり、適用を受ける次の関係法令を遵守すること。

労基法、労働安全衛生法、消防法、枚方市契約規則、建設副産物適正処理推進要綱、大阪府生活環境の保全等に関する条例「流入車に係る適合車の使用義務について」その他本業務を履行する必要な法令、規則、規程等。

## 第2節 業務関係書類

### 1・2・1 業務計画書

- (a) 業務責任者は、業務の実施に先立ち実施体制、全工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- (b) 業務関係者が施設に常駐して行う業務は、受注者が業務関係者の労務管理について、適切に行うよう計画すること。

## 第3節 業務現場管理

### 1. 3. 1 主任技術者

- (a) 受注者は、業務の責任者を定め監督職員に届け出ること。
- (b) 主任技術者は、担当技術者に作業内容及び監督職員の指示事項等を伝えその周知徹底を図ること。
- (c) 主任技術者は、担当技術者以上の経験、知識および技術を有する者とする。

### 1. 3. 2 業務の安全衛生管理

担当技術者の労働安全衛生に関する労働管理については、主任技術者がその責任者となり関係法令に従って行うこと。

## 第4節 業務の実施

### 1・4・1 本業務に必要な資格は、次のとおりとする。

酸素欠乏危険作業主任者、玉掛け、クレーン（5t未満）、小型移動式クレーン、その他必要な資格。

### 1. 4. 2 管理技術者・主任技術者・業務担当者等

- (a) 管理技術者・主任技術者は、その作業の内容に応じ、必要な知識および技能を有する者とする。

- (b) 業務担当者は、その作業の内容に応じ必要な知識、技能を有する者とする。
- (c) 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が行うこと。

#### 1. 4. 3 代替要員

作業内容により代替要員を必要とする場合は、あらかじめ監督職員に報告し承諾を受けること。

#### 1. 4. 4 服装等

(a) 業務関係者は、作業に適した服装、履物で作業を行うこと。

(b) 業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行うこと。

#### 1. 4. 5 監督職員の立会い

作業等に際し、監督職員の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出ること。

### 第5節 業務に伴う廃棄物の処理等

#### 1・5・1 廃棄物の処理等

業務において発生したゴミについては、持ち帰ること。

### 第6節 業務の検査

#### 1・6・1 業務の検査

受注者は、既済部分の支払いに係る請求を行うときは、契約書、設計図書、仕様書等に基づき、検査を受けるものとする。

## 第2章 施設等の利用・作業用仮設物等

### 第1節 施設等の利用・作業用仮設物等

#### 2. 1. 1 共用施設の利用

建物内のトイレは清潔に使用すること。

#### 2. 1. 2 持込資機材の残置

非常駐の業務にあたっては、受注者が持込む資機材は、原則として持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日の場合であり、監督職員の承諾を得た場合のみ残置することができる。

## 委託内容・作業詳細

### ① 脱臭用活性炭交換業務委託

中低濃度臭気脱臭用活性炭交換業務 年 2 回

活性炭納入・使用済活性炭搬出 5,050ℓ/回×2 回

極低濃度臭気脱臭用活性炭交換業務 年 1 回

活性炭納入・使用済活性炭搬出 13,140ℓ/回×1 回

丸蓋用パッキン交換業務：CR スポンジφ560×φ460×t5×9 枚 年 1 回

角蓋用パッキン交換業務：CR スポンジW50×t5×60m 年 1 回

### 設備概要

中低濃度臭気用活性炭脱臭塔 水平対向型 1 塔 充填量 5,050ℓ

極低濃度臭気用活性炭脱臭塔 水平対向型 2 塔 充填量 6,570ℓ/塔

#### (1) 納入活性炭種類・性状（規格）

活性炭種類 円柱状脱臭酸性ガス用添着炭 4～6 メッシュ

製品材料 再生炭または新炭（石炭系またはヤシ殻系）

粒度分布 4（4,750μm）～6（3,350μm）メッシュ 95%以上

充填密度 0.4g/ml～0.6g/ml（参考値）

硬さ 95%以上

硫化水素平衡吸着力 20%以上（5ppm）

納入形態 フレコンバッグ（約 1 m<sup>3</sup>/袋）

活性炭については、「資源有効利用促進法」の規定に準拠するとともに「有価再利用型」で製造、品質管理された製品を納入すること。

### ② 作業詳細

#### 1. 使用済活性炭搬出作業

各活性炭脱臭塔の上部の角蓋を解蓋し、バキュームダンパー車で使用済活性炭を吸引し、フレコンバッグに詰め込みユニック車でトラックに積込むこと。

#### 2. 納入活性炭充填作業

充填部のトリカルネット等を内部清掃点検後、当工場設置の天井走行クレーンで納入活性炭を角蓋から所定の位置まで充填し閉蓋すること。

#### 3. 仮運転

活性炭の微粉炭を除去するため、閉蓋後 30 分程度ファンを運転し、再度開蓋し充填量の確認を行うこと。

#### 4. 脱臭塔内気相部分点検

側面丸蓋解放後、気相部分内部の清掃点検を行うこと。

#### 5. その他

閉蓋後最終リークチェックを行い蓋パッキン等に不良がある場合は、交換を行うこと。または、不良が無い場合でも年度最終の活性炭交換作業の時に交換を行うこと。

こと。

初回脱臭用活性炭交換作業前に、蓋パッキンを納入すること。

### ③注意事項

#### (1) 納入活性炭性状（規格）の遵守

受注者は活性炭の規格を遵守し、規格外の活性炭を納入しないこと。

規格外（異物混入等）の製品を納入したことにより、施設に障害が生じた場合は受注者が障害復旧の責任を負うものとする。

活性炭の納入については、年間を通じ同一業者の製品とすること。

#### (2) 品質の報告・分析等

受注者は、納入する活性炭の分析を行い、1週間前までに監督職員の承諾を受けること。

使用済活性炭の分析は、中低濃度用・極低濃度用について年1回以上行うこと。

#### (3) 作業時間等

作業実施については、該当設備が停止状態となるため、停止時間を最短で行うよう工程管理をすること。

作業中は、粉塵等が飛散しない様に養生を行い、終了後清掃を行うこと。

#### (4) 活性炭交換作業

交換作業に使用する当工場据付の天井走行クレーン（5t 未満）は、必ず有資格者が運転すること。

#### (5) 簡易な機器修理

特殊な機器部品、高度な専門技術、外部からの人的応援を必要としない時間内の作業、処置できる修理については本委託に含まれる。

#### (6) 計量証明等

受注者は、納入時に計量証明書を提出すると共に、当工場設置の計量器を用い積載量（搬入時総重量・空重量・搬出時総重量）を計量すること。

#### (7) 使用済活性炭

受注者は、使用済活性炭を有価物として下取りし再利用を図ること。

契約後速やかに使用済活性炭有効利用計画書を提出すること。

#### (8) その他

その他必要な事案については、協議し決定する。

## 枚方市環境方針

### <基本理念>

枚方市は大阪と京都の中間に位置し、東部に生駒山地から男山丘陵に伸びる森林等が広がり、西部は古くからの交通の要衝として、人と自然がかかわる長い歴史の中で豊かな自然と文化を育んできました。

私たちの日常生活や経済活動は、こうした身近な環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする地球環境にも大きな影響を及ぼしており、可能な限り環境負荷を低減し、持続可能な社会を実現することが重要な課題となっています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐために、第2次枚方市環境基本計画のめざすべき環境像「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」の実現に向けて、市民・事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

### <基本方針>

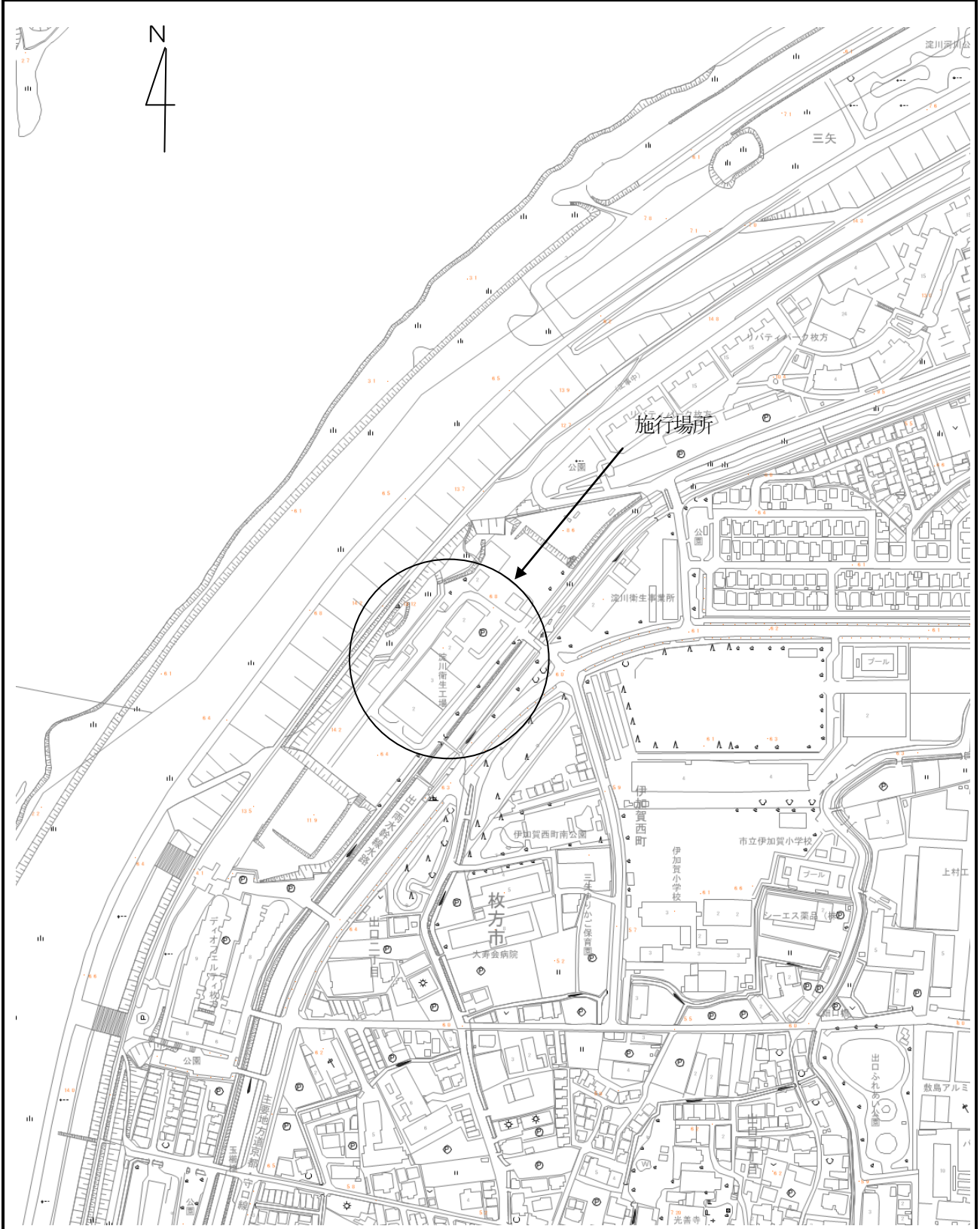
1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
2. 第2次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
3. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
4. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
5. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
6. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

平成27年10月1日

枚方市長 伏見 隆

# 施行場所位置図

委託名称 淀川衛生工場 活性炭交換委託





# 設 計 書

委託所属地											
委託名称	淀川衛生工場活性炭交換委託										
委託場所	枚方市出口2丁目30-1(淀川衛生工場)										
委託期間	平成30年4月1日 から 平成31年3月17日 まで										
設計大要	<p>委託内容</p> <p>脱臭用活性炭交換業務</p> <p>中低濃度臭気脱臭用活性炭交換業務 年2回  活性炭納入・使用済活性炭搬出 5,050ℓ/回×2回=10,100ℓ</p> <p>極低濃度臭気脱臭用活性炭交換業務 年1回  活性炭納入・使用済活性炭搬出 13,140ℓ/回×1回</p> <p>丸蓋用パッキン交換業務：CRスポンジφ500×φ460×t5×9枚 年1回</p> <p>角蓋用パッキン交換業務：CRスポンジW50×t5×60m 年1回</p>										
設計金額	金 円也				内訳						
					委託価格 円也						
				消費税等相当額 円也							
内 訳											
費目	工種	種	種	別	細	別	単	価	額	摘	要
							単	量			

# 本委託費内訳書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本委託費								
	業務原価							
		直接業務費						
		活性炭交換業務費		式	1.0			第1号内訳書による
		計(直接業務費)						
		業務管理費		式	1.0			
		計(業務原価)						
		一般管理費等		式	1.0			
		計(業務価格)						1,000円止め
		消費税等相当額		式	1.0			
合計(設計金額)								

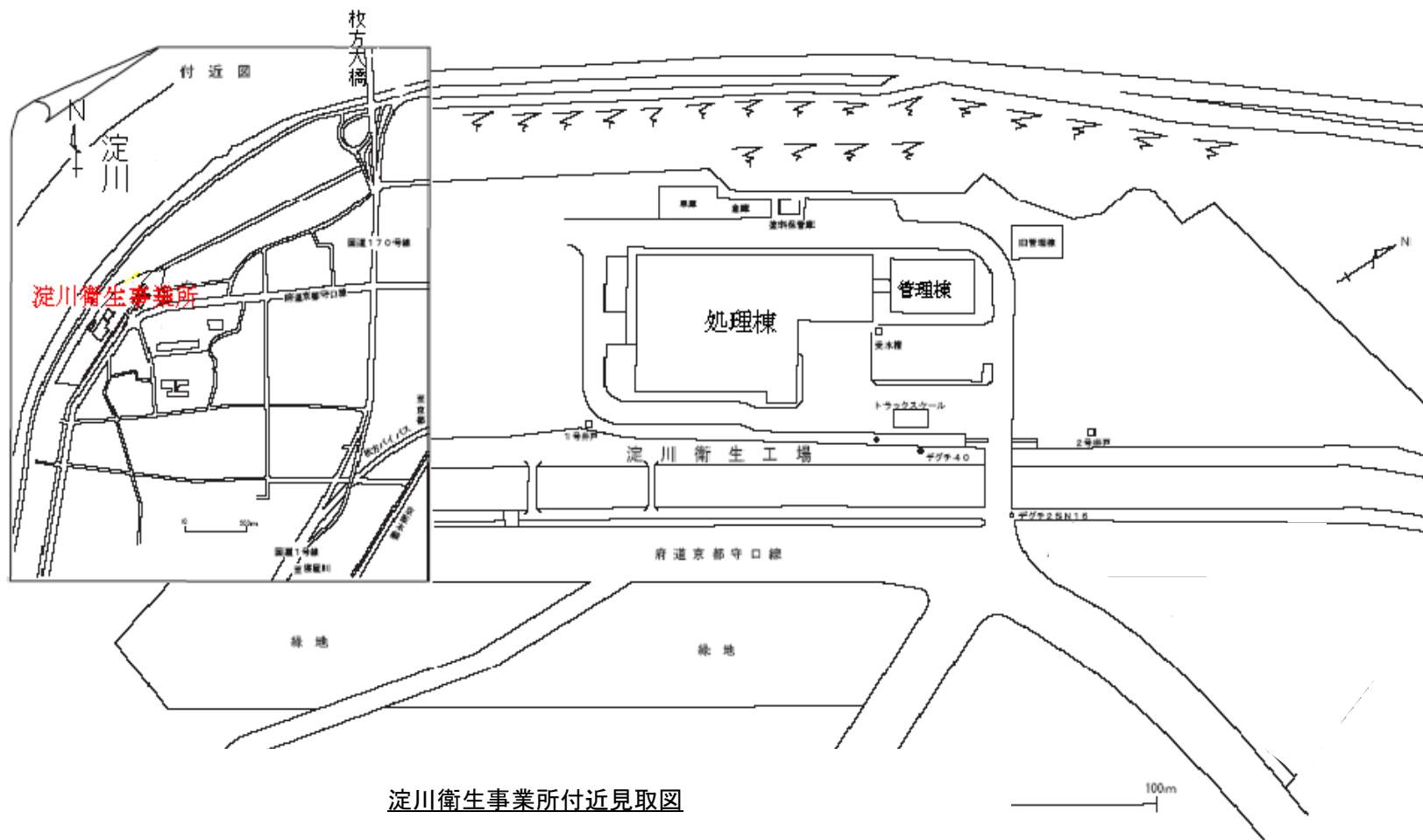
【枚方市役所環境部淀川衛生事業所】



# 淀川衛生工場活性炭交換委託

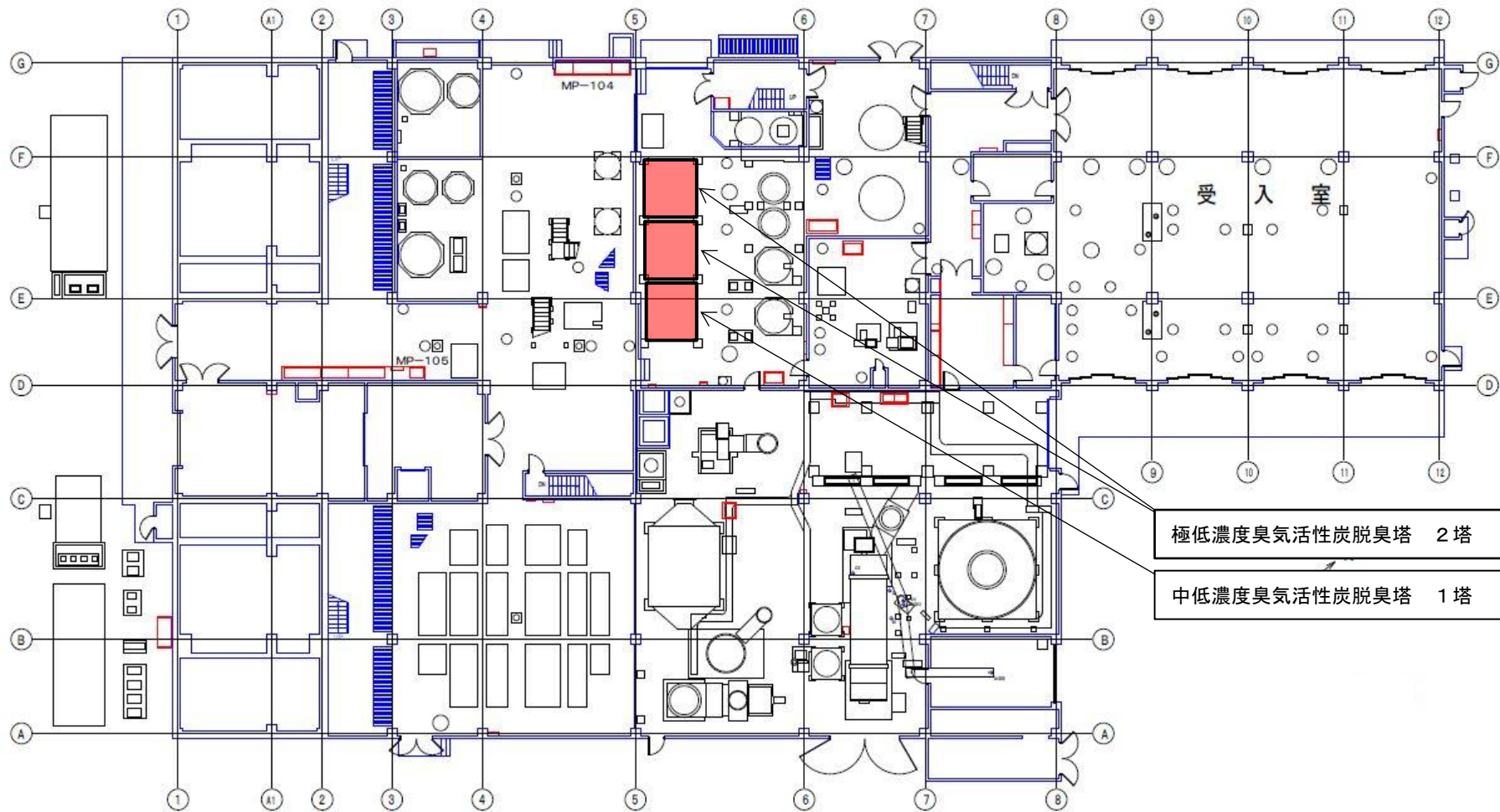
図面リスト	
図面番号	図面名称
M-1	淀川衛生事業所付近見取図
M-2	淀川衛生工場処理棟1階平面図
M-3	淀川衛生工場処理棟2階平面図

環境部淀川衛生事業所



淀川衛生事業所付近見取図

委託名称	図面番号
淀川衛生工場活性炭交換委託	M-1
図面名称	環境部淀川衛生事業所
淀川衛生事業所付近見取図	

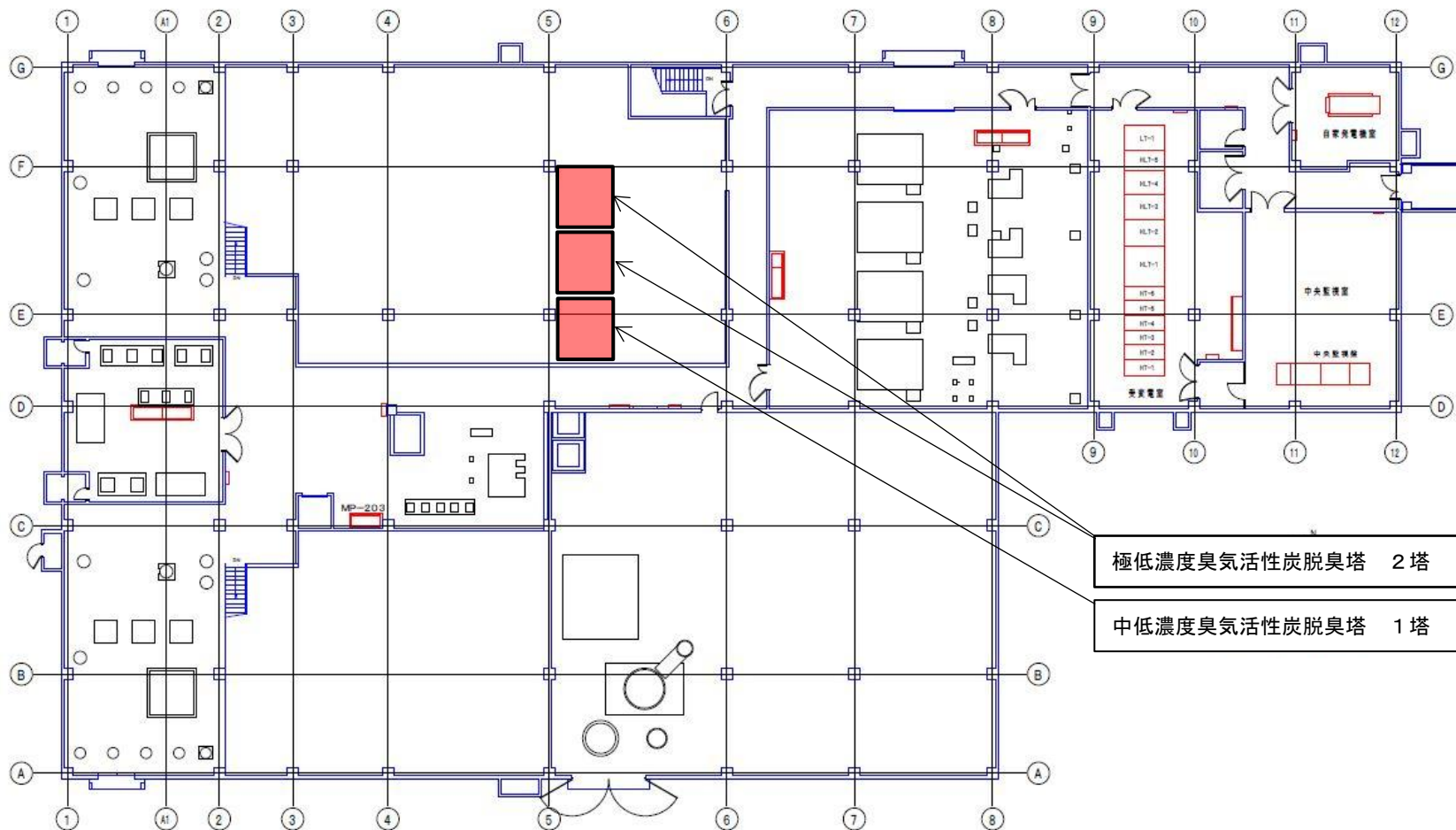


淀川衛生工場処理棟1階 平面図

今回作業場所

	作業時期	
	8月	2月
中低濃度臭気活性炭脱臭塔(1塔)	○	○
極低濃度臭気活性炭脱臭塔(2塔)	—	○

委託名称	図面番号
淀川衛生工場活性炭交換委託	M-2
図面名称	環境部淀川衛生事業所
淀川衛生工場処理棟1階平面図	



淀川衛生工場処理棟2階 平面図

今回作業場所

委託名称 淀川衛生工場活性炭交換委託	図面番号 M-3
図面名称 淀川衛生工場処理棟2階平面図	環境部淀川衛生事業所